

地域子ども・子育て支援事業とは

◎ 子ども・子育て支援法第 59 条に「市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定されています。

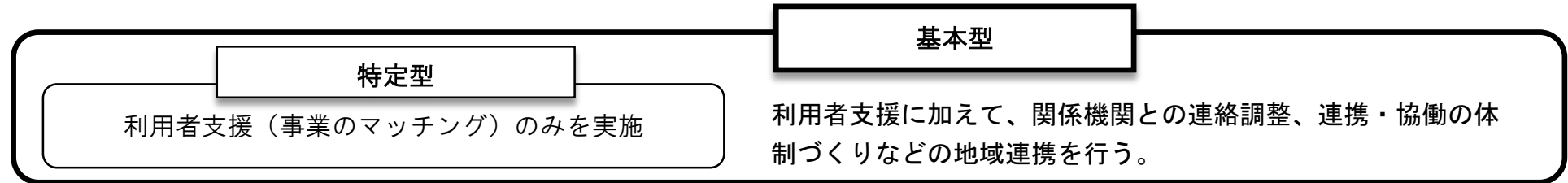
◎ 規定されている事業（13 事業）

番号	事業名	分科会	状況	番号	事業名	分科会	状況
1	利用者支援事業	A・C	新規	8	一時預かり事業	A	実施
2	地域子育て支援拠点事業	A・C	実施	9	延長保育事業	A	実施
3	妊婦健康診査		実施	10	病児保育事業	A・C	実施
4	乳児家庭全戸訪問事業		実施	11	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		実施
5	養育支援訪問事業		実施	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	A	新規
6	子育て短期支援事業		実施	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	A	新規
7	ファミリー・サポート・センター事業		実施				

1) 利用者支援事業

事業内容

- ◎ 子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行うとともに、関係機関と連絡調整を実施する事業。



現状と課題

- ◎ 子どもや子育てに対する支援制度が多様になる中で、子育て中の保護者は発信されている情報をもとに、自分に必要なサービスを自ら選択しなければならないことから、子育てに対する負担の原因になっていると考えられます。
- ◎ 子どもと子育てに対するサービスを提供する上では、子育て中の保護者がそれぞれのニーズにあったサービスを選択できるように、適切な情報発信と利用者一人ひとりにあった支援を行っていく必要があります。

委員意見

- ◎ 市役所の窓口では「保育コンシェルジュ」のような相談にのってもらえる人がいて的確なアドバイスを受けられるのか？

今後の方向性

- ◎ 子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。
 - ✧ 関連施設等との連携や多様な相談への対応が必要であると想定されるとともに、住民サービスの観点からも情報提供にとどまらず具体的な入所調整まで実施することが想定されることから、行政窓口（または公立施設）での対応が望ましいのではないかと考えられます。
 - ✧ 子ども・子育て支援新制度が新たにスタートすることから、利用者支援事業の新規実施後も、より適切に市民ニーズに応えることができるように事業の進め方（あり方）を改善しながら進めていく必要があると考えられます。

2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

- ◎ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
- ◎ 通常の支援事業としては、“交流の場の提供・交流促進”“子育てに関する相談・援助”“地域の子育て関連情報の提供”“子育て・子育て支援に関する講習”等があります。

現状と課題

- ◎ 市内 11 ヶ所にて地域子育て支援センターを開設中。 【私立 6 ヶ所・公立 5 ヶ所】
- ◎ 地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供する、子育て支援機能を付加することが基本とされている「認定こども園」を 20 ヶ所開設中。
- ◎ 新制度移行に際して「認定こども園」の増加が見込めることから、現在の地域子育て支援センターとの役割分担を加味した需要と供給の調整が必要。

委員意見

- ◎ 規模は小さくても身近に利用できることが望ましい。車の無い母親が気軽に参加できるよう中心部にもあれば良い。
- ◎ 取組みは十分行われており、今後も同様に取り組むと良い。
- ◎ （同一アーケード内の）四ヶ町の親子広場と三ヶ町の子ども発達センターとの住み分けの考え方は。

今後の方向性

- ◎ 乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業の継続的な実施を図ります。
 - ◎ 市民ニーズを考慮しつつ、事業の利用状況などを見ながら、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ✧ 地域子育て支援拠点事業の利用者は今後も増加するものと想定されますが、認定こども園が増加することによって子育て支援機能の充実が図られることから、ニーズの拡大に対しても充足できるものと考えられます。

8) 一時預かり事業

事業内容

- ◎ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
- ◎ 新制度の施行に伴い、一時預かり事業の構成については、地域の実情に応じて活用できるよう、以下のとおりとされます。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
基幹型加算	通常の利用範囲を超えて、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う事業に対する加算。
幼稚園型	現行の預かり保育については一時預かり事業としての扱いになる。（在園児の預かり保育を行う事業）
余裕活用型	認定こども園、保育所、小規模保育等において、利用児童数が定員に達していない場合において定員まで一時預かり事業として受け入れることができるもの。（新たな類型）
訪問型	地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業（新たな類型）

現状と課題

- ◎ 自主事業を含めて、私立保育所 49 ヶ所で実施中。また、私立幼稚園における預かり保育事業は、すべての園（全31園）で実施されており、未就園児に対する一時預かりは、約半分の14施設で実施されている。
- ◎ （自主事業において）保育士の不足等により年度後半に実施できないケースがある。

委員意見

- ◎ 預かり保育の利用に一定のルールを設けることは？実施施設が少ないのでは？

今後の方向性

- ◎ 新制度において新たに移行される幼稚園型の一時預かり事業と現行の一時預かり事業について、新制度への円滑な移行を進めます。
 - ☆ 一時預かり事業については、基本的に幼稚園型の新制度（市事業）への移行と現行の一時預かり事業の継続によってニーズへの対応が可能と考えられます。
 - ☆ なお、新たに創設される類型等については、一時預かり事業の利用状況や市民ニーズの動向を見ながら必要性を研究し、必要に応じて対応を検討することで支障がないものと考えられます。

9) 延長保育事業

事業内容

- ◎ 保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等において、通常の 11 時間の保育時間を超えて保育を実施する事業。

現状と課題

- ◎ 市内 56 ヶ所にて 1 時間以上の延長保育を実施。(全 66 園中)
- ◎ 夜間保育所も 2 園実施。

委員意見

- ◎ 利用時間に応じた保育ニーズへの対応を。働く母親だけの家庭においてまだ入れない子どもがいる。
- ◎ 保護者のニーズは拡大し多様化している。その様な中、長時間保育は子どもの福祉の観点から疑問。

今後の方向性

- ◎ 新制度移行による市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を図ります。
 - ✧ 新制度において新たに施設型給付の対象となる施設の状況等を考慮すると、早朝・深夜へのニーズへ対応を含めて一定の延長保育サービスの水準が確保されるものと考えられます。
 - ✧ 基本的には現状の水準を継続することで一定の市民ニーズには対応できるものと想定されますが、保育サービスを提供する施設数が増えることから、計画期間中において延長保育サービスの提供のあり方を再構築する必要があると考えられます。

10) 病児保育事業

事業内容

- ◎ 児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
- ◎ 本事業の類型としては、「病児対応型・病後児対応型」・「体調不良児対応型」・「非施設型（訪問型）」の3類型があります。
 - （病児対応型・病後児対応型）
 - ・地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業
 - （体調不良児対応型）
 - ・保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業
 - （非施設型（訪問型））
 - ・地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業

現状と課題

- ◎ 市内5か所にて病児対応型で事業を実施中。（すべて小児科に病児保育室を併設する形で実施）
- ◎ 6月議会において、地区によっては施設数の増が必要なのではないかとの質問あり。

委員意見

- ◎ 他都市と比較して施設が多いのでは？との意見や拡大を求める意見の両面からの意見あり。

今後の方向性

- ◎ 児童の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育事業について継続的な実施を図ります。
 - ◇ 本年度（26年度）に新たに1か所開設したことから、本計画期間（5年間）の中で利用状況とニーズ量の推移を見ながら、より市民が利用しやすいサービスになるように研究していくことが求められていると考えられます。

1 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

- ◎ 教育・保育施設が実費徴収などの上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため公費による補助を行うもの。
- ◎ 教育委員会が所管する就学援助に類似した事業と想定される。

現状と課題

- ◎ 新規事業であるとともに、国から具体的な事業内容の提示があっていない状況。

委員意見

- ◎ 特に無し。

今後の方向性

- ◎ 新制度の動向を踏まえて、今後のあり方を研究します。
 - ◇ 事業内容が明らかになった後、新制度移行後の状況を見た中で、その必要性の有無を判断していく必要があると考えられます。

1 3) 多様な主体の参入促進事業

事業内容

- ◎ 多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要であるが、新たに開設した事業所が保護者・地域住民との信頼関係を構築し安定的・継続的に事業を行うためには一定の期間を要する。その為に市が行う支援事業。

現状と課題

- ◎ 新規事業。本市の需要と供給のバランスは一定保たれているものと考えており、将来的には需要が減少することも懸念されている。

委員意見

- ◎ 子どもの処遇（保育）が案じられる。安価な保育では質が心配。

今後の方向性

- ◎ 新制度移行後の状況を考慮しながら、必要に応じて事業実施について検討を行います。
 - ◇ 現在の需給バランスでは事業実施の必要性は薄いと考えられますが、需給バランスが崩れた場合は1つの方策として検討する必要があると考えられます。